

監査結果報告

1. 監査の種別 行政監査
2. 監査の対象 普通財産の管理状況について
3. 監査の期間 平成 30 年 2 月 21 日（水曜日）
4. 監査の方法
 事前提出資料をもとにヒアリングを行い、事務処理の状況について書類審査を実施した。
5. 監査の着眼点
 - ①普通財産の管理体制状況
 - ②普通財産に関する台帳の整備状況
 - ③普通財産の貸付は適切に行われているか
 - ④普通財産の処分は適切になされているか

6. 監査の結果

①建設課（土地）

旧春の山団地解体後の跡地で、現在のところ利用計画はない。土地の管理は、不法侵入等を防ぐため、ロープをはり、年に 1 回程度草刈りが担当課において行われている。

②産業経済課（建物）

皿山直売所利用組合と建物の賃貸契約が平成 22 年 4 月から 1 年更新で行われている。貸付料は、減免申請が出され、減免対象となっており毎年 3 月中旬に納付されている。直売所の現状としては、農作物があまり揃わず、経営が厳しい状況であるとのこと。

③保険環境課（土地）

し尿処理中継層の用地を新北松衛生社と平成 27 年 4 月 1 から平成 32 年 3 月 31 日まで 5 年契約が行われている。貸付料は、毎年 3 月に納付されている。

旧小坂廃棄物最終処分場については、携帯電話会社の電柱の用地使用許可申請が 1 年毎になされ、使用料は全額免除となっている。土地の管理は隔年で環境調査が行われ、年に 1～2 回草刈りが担当課において行われている。廃棄物が埋まっているため、土地利用に制限がある。

④企画財政課（土地）

駐車場や電柱、太陽光発電施設の用地貸付が行われ、貸付料は、各年度末までに一括納付をされている。そのほか、原野、山林などがあり、近接地が民有地となっている。よって、土地活用のためには用地買収が必要となっている。

⑤総務課（土地、建物）

総務課所管の普通財産については、町制施行前から継承した土地や各課が事業を終えた建物など行政財産から移管されたものが多い。日頃の管理は、不法侵入等を防ぐため、ロープをはったり、草刈りが担当課において行われている。

土地の貸付については、電力会社や電話会社へ電柱用地としての貸付が多く、住宅敷地や住宅敷地への進入路など個人への貸付も行われている。

7. 監査委員の意見

普通財産は、行政財産と異なり、経済的価値を保全発揮することにより間接的に地方公共団体の行政に貢献する財産である。このため、今後も町民の共有財産として、不法侵入等を防ぐなどの維持管理を適正に行い、事案発生時には随時台帳整備を行うなどの、事務管理の徹底にも努められたい。

また、未利用の土地については、有効活用にむけた、方針や計画などの作成について検討することが望まれる。

全般的に、適切な事務処理や業務の専門性の観点から、財産管理体制の整備を検討していくことが必要と思われる。